

古代阿曇氏小考

篠川賢

はじめに

- 一 阿曇氏の祖先伝承
- 二 阿曇連氏の人々
- 三 海部と阿曇部
- 四 阿曇連氏の本拠

古代の阿曇（安曇）氏については、全国各地の海人（海部）を管掌した伴造氏族とみるのがふつうであり、その発祥の地を北部九州とする説が有力である。⁽¹⁾

三世紀の倭の状況を記した『魏志』倭人伝には、末盧国の条に「好捕魚鱧、水無深淺、皆沈没取之」とあり、倭人の習俗を記した部分にも「男子無大小、皆黥面文身」「今倭水人好沈没捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽」とある。これによれば、三世紀の北部九州には、いわゆる入れ墨をし、アマ漁を行っていた人々が広範に存在したことが知られる。

また、『日本書紀』応神天皇三年十一月条には、各地の海人が天皇の命に従わなかったため、阿曇連の祖である大浜宿禰を遣わして平定し、大浜宿禰を「海人之宰」に任じたとあり、履中天皇即位前紀から元年条にかけては、住吉仲皇子（履中天皇の同母弟）の反乱に加担して捕えられた阿曇連浜子が、罰として顔面に入れ墨を施され、時の人は、それを「阿曇目」といったという記事がみえる。

さらに、『肥前国風土記』松浦郡値嘉郷条には、景行天皇が阿曇連百足を供としてこの地を巡幸したという伝承が載せられており、そのなかに、「此嶋白水郎、容貌似隼人、恒好騎射、其言語、異俗人也」という記述がみえる。値嘉島（現在の長崎県五島列島）には、一般の人

とは異なつた習俗・言語の「白水郎」(海人)が存在したといふのである。

これらの点に着目するとともに、記紀神話の「筑紫系神話」には「海人族」の伝承が多く存在するとし、阿曇氏は、北部九州を本拠としたその「海人族」の雄であつたとする説も唱えられている⁽²⁾。

しかし、阿曇氏の本拠を北部九州とすることには反対説もあり、阿曇氏を海部の伴造とする点についても、阿曇氏が管掌したのは阿曇部であり、海部ではないとする説がある⁽⁴⁾。このように、古代阿曇氏の実態については、今日、必ずしも共通した理解が得られているわけではない。本稿では、古代、とくに七世紀以前の阿曇氏について、考えるところを述べることにしたい。

一 阿曇氏の祖先伝承

阿曇氏は、はじめ連の姓(カバネ)を賜与され、一族の中心部分は大武天皇十三年(六八四)の八色の姓制定に際して宿禰を賜つた。『新撰姓氏録』には右京神別下に安曇宿禰を載せ、河内国神別と未定雑姓河内国には連姓のままの安曇連を載せている。

『新撰姓氏録』右京神別下

安曇宿禰 海神綿積豊玉彦神子穗高見命之後也。

『同』河内国神別

安曇連 綿積神命兒穗高見命之後也。

『同』未定雜姓河内国

安曇連 于都斯奈賀命之後也。

このことから知られるように、阿曇氏はいくつかの集団から構成されていたのであり、このような氏（ウヂ）のあり方は、阿曇氏に限らず古代のウヂにおいては一般的なものである。

そして、阿曇連氏と同系のウヂ（同祖関係にあるウヂ）として、『新撰姓氏録』には海犬養氏、凡海連氏、阿曇犬養連氏の三氏がみえる。

『新撰姓氏録』右京神別下

海犬養 海神綿積命之後也。

凡海連 同神男穗高見命之後也。

『同』摂津国神別

凡海連 安曇宿禰同祖。綿積命六世孫小栲梨命之後也。

阿曇犬養連 海神大和多羅命三世孫穗已都久命之後也。

なお、『新撰姓氏録』には凡海宿禰氏はみえないが、凡海連氏は、その中心部分は大武朝に宿禰を賜っており、凡海宿禰氏も阿曇連氏と同系のウヂと考えられる。海犬養連氏・海犬養宿

禰氏についても同様に考えてよいであろう。また『新撰姓氏録』未定雑姓右京にも凡海連がみえるが、そこには「火明命之後也」とあり、この凡海連氏は尾張宿禰（連）氏と同系であり、阿曇連氏とは別系のウチである。

『新撰姓氏録』によれば、阿曇宿禰氏の始祖は「海神綿積豊玉彦神」の子の「穗高見命」であるが、その「海神綿積豊玉彦神」は、『古事記』にいう「綿津見神」、『日本書紀』にいう「少童命」に相当する。

『古事記』禊祓と神々の化生の段によれば、「綿津見神」は、黄泉国からもどつたイザナキが、筑紫の日向の橋の小門の阿波岐原で禊祓をした際に化生した神とされる。

次於_二水底_一滌時、所_レ成神名、底津綿津見神、次底筒之男命。於_レ中滌時、所_レ成神名、中津綿津見神、次中筒之男命。於_二水上_一滌時、所_レ成神名、上津綿津見神、（訓_レ上云_二字閉_一）次上筒之男命。此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也。（伊以下三字以_レ音。下效_レ此。）故、阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金拆命子孫也。（宇都志三字以_レ音。）其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命三柱神者、墨江之三前大神也。

これは、阿曇連氏らの始祖伝承にもなっており、これによれば、始祖は、阿曇連氏らが祖神として奉斎する綿津見神の子の「宇都志日金拆命」であるという。

この「宇都志日金拆命」は、『新撰姓氏録』にいう「穗高見命」に相当するが、名を異にす

る理由は不明である。ただ、未定雑姓河内国の安曇連条にみえる「于都斯奈賀命」は、「宇都志日金拆命」と同一神を指すとみてよいであろう。

『古事記』の綿津見神の話と同様の話は、『日本書紀』神代上、第五段の一書第六にもみえる。又沈_ニ濯_ニ於_ニ海底_一、因以生神、号曰_ニ底津少童命_一、次底筒男命。又潜_ニ濯_ニ於_ニ潮中_一、因以生神、号曰_ニ中津少童命_一、次中筒男命。又浮_ニ濯_ニ於_ニ潮上_一、因以生神、号曰_ニ表津少童命_一、次表筒男命。(中略)底筒男命・中筒男命、表筒男命、是即住吉大神矣。底津少童命・中津少童命・表少童命、是阿曇連等所祭神矣。

『日本書紀』の場合は、必ずしも始祖伝承にはなっていないが、ウヂの始祖伝承というのは、大王(天皇)への奉仕の根源譚という性格を持つものである。したがって、右の記紀の伝承によれば、阿曇連氏は、綿津見神・少童神、すなわち海神を祭ることによって、大王に奉仕したウヂ、言い換えれば、海神を祭ることを職掌としたウヂということになる。そしてその場合の海神は、あくまで王権の神(王権を支える神)としての海神である。

また、阿曇氏の職掌という点に関しては、「はじめに」でも述べた『日本書紀』応神天皇三年十一月条の記事が注目される。

十一月、処々海人、訕_レ叱_レ之不_レ從_レ命。訕_レ叱_レ、此云_ニ佐麼壳玖_一。則遣_ニ阿曇連祖大浜宿禰_一、平_ニ其訕_レ叱_一。因為_ニ海人之宰_一。故、俗人諺曰、佐麼阿摩者、其是縁也。

これによれば、阿曇連氏は、「海人之宰」（各地の海人の統率者・管掌者）として大王に奉仕したことになる。ここにいう「佐麼阿摩」は、のちの周防国佐波郡付近（現在の山口県防府市付近）の海人を指した言葉とみられ、「訕嗟」というのは、「上をそしり、わけのわからぬ言葉を放つ」の意味である。この記事は、その「佐麼阿摩」の語から作成された、阿曇連氏が海人の統率者となったことの起源譚とみることができる。⁽⁵⁾

『日本書紀』履中即位前紀から元年条にかけての住吉仲皇子の反乱伝承では、難波から和に逃れる「太子」（履中天皇）を追ってきた野嶋の海人らが、履中の兵に問われた際に次のように答えたという。

『日本書紀』履中天皇即位前紀

淡路野嶋之海人也。阿曇連浜子へ一云、阿曇連黒友。為仲皇子、令追太子。

そして履中天皇即位後の処罰記事として、次のようにみえる。

『日本書紀』履中天皇元年四月丁酉条

召阿曇連浜子、詔之曰、汝与仲皇子共謀逆、将傾国家。罪当于死。然垂大恩、而免死科墨、即日黥之。因此、時人曰阿曇目。亦免從浜子野嶋海人等之罪、役於倭蔣代屯倉。

これらの伝承は『日本書紀』にのみみえるものであるが、阿曇連浜子を阿曇連黒友とする別

伝もあつたことからすると、『日本書紀』(履中紀)編者の机上の作文とは考え難い。しかし、阿曇連浜子が墨刑に処されたというのは、阿曇部の人々が入れ墨をしていたことを説明するための話であり、浜子が墨刑に処されたというこの記事を事実の伝えとみることはできない。⁽⁶⁾これらの履中紀の伝承から推定される事實は、阿曇連氏が淡路の野嶋の海人を率いていたという程度のことと考えられる。また、入れ墨の習慣のあつたのは安曇部に限らなかつたのであり、履中紀五年九月壬寅条・雄略紀十一年十月条・『古事記』安康天皇段などから、飼部(馬飼部)・鳥養部・猪甘(猪飼部)なども入れ墨のあつたことが知られる。

一方、『日本書紀』の応神天皇三年十一月条の記事と同じ話は、『本朝月令』所引の『高橋氏文』にもみえる。

及_レ輕島明宮御宇_レ菅田天皇三年、処々海人、訕之不_レ從_レ命。乃、遣_二安曇連祖大浜宿禰_一平_レ之。因、為_二海人之宰_一。是、安曇氏、預_二奉御膳_一之由也。又、安曇宿禰等款云、御間城入彦五十瓊殖天皇御世、己等遠祖大栲成、吹_レ火始奉_二御膳_一者。

ここでは、輕島明宮御宇菅田天皇(応神天皇)三年に大浜宿禰が「海人之宰」に任じられたことを、阿曇氏が御膳に奉仕することになった由来であるとし、御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神天皇)の時に阿曇連氏の遠祖の大栲成がはじめて御膳に奉仕したとしている。

これは、律令制下における阿曇宿禰氏が、高橋朝臣氏(膳臣氏)と並んで内膳司の奉膳に任

じられたことの起源譚であるが、これによれば、阿曇連氏は、大王の食膳に奉仕したウヂということになる。なお、ここに阿曇連氏の遠祖とある「大栲成」は、『新撰姓氏録』摂津国神別の凡海連条の「小栲梨命」と対応した名と考えられる。

以上の始祖伝承を総合して考えるならば、阿曇連氏は、海人を統率して大王の食膳に奉仕し、海神を祭ることも職掌としたウヂということができよう。しかし、それぞれの始祖伝承（奉仕根源譚）には、その成立時期や成立事情に違いのあることが考えられるのであり、阿曇連氏の本来の職掌や、その変遷については、阿曇連氏の人物の実際の活動からも考える必要がある。

二 阿曇連氏の人々

実在が確かとみられる阿曇連氏の最初の人物は、『日本書紀』（推古紀）に登場する阿曇連（闕名）である。この人物は、推古紀三十一年（六二三）十一月条によれば、新羅征討にあたって新羅から賄賂を受け取り、そのため、はやく征討軍を派遣するよう大臣の蘇我馬子に勧めたとされ、翌年四月戊午・壬戌条には、僧尼の統制のために僧正・僧都・法頭が置かれた際、法頭に任じられたとある。また、同年十月朔条には、大臣馬子によって阿倍臣摩侶とともに推古天皇のもとに遣わされ、葛城県は蘇我氏の本居であるからそれを封県として賜りたいという馬子

の要求を伝えたとされる。

次に、皇極から天智朝にかけての人物として、阿曇連比羅夫があげられる。皇極紀元年（六四二）正月乙酉条によれば、比羅夫は、百済に遣わされていたが、舒明天皇の崩を受け、それを弔う百済使とともに帰国し、百済の弔使を筑紫に残して朝廷に参じ、百済の乱れている状況を伝えたとされる。時に大仁（冠位十二階の第三位、律令制下の正五位に相当）の位にあった。翌二月戊子条には、筑紫の百済弔使のもとに派遣され、百済の情勢を尋ねたとあり、同庚戌条には百済王子の翹岐が比羅夫の自宅に安置されたとある。

その後、天智即位前紀斉明七年（六六一）八月条に、百済救援軍の前将軍の一人としてその名がみえ、時の冠位は大花下（大化五年 \parallel 六四九年制定の冠位十九階の第八位、律令制下の従四位に相当）であったとされる。そして天智紀元年（六六二）五月条に、船師百七十艘を率いて百済に渡り、百済王子の豊璋を百済王に立てたとある。時に大將軍大錦中とあるが、大錦中は天智三年（六六四）制定の冠位二十六階の第八位（律令制下の正四位下に相当）であるから、これは追記（最終的な身分表記）と考えられる。阿曇連比羅夫は、その帯びている冠位からして、大夫（マヘツキミ）の地位にあったとみてよいであろう。

また、孝徳紀大化二年（六四六）三月辛巳条には、東国に派遣された八グループの「国司」の長官の一人として阿曇連（闕名）がみえる。東国「国司」の長官には「良家大夫」が任じら

れたとあるから（孝徳紀大化二年三月甲子条）、この阿曇連（闕名）は「大夫」であったことになり、比羅夫と同一人である可能性が高い。

ほかに、孝徳朝の人物としては、『播磨国風土記』揖保郡石海里条に次のようにみえる阿曇連百足と太牟があげられる。

石海里（土惟上中）、右、所_三以称_三石海_一者、難波長柄豊前天皇之世、是里中、有_三百便_一之野、生_三百枝之稻_一。即阿曇連百足、仍取_三其稻_一献之。爾時、天皇勅曰、宜_三攀_三此野_一作_三田_一、乃遣_三阿曇連太牟_一、召_三石海人夫_一、令_レ攀之。故野名曰_三百便_一、村号_三石海_一也。

阿曇連百足については、同風土記の同郡浦上里条にも次のようにみえる。

浦上里（土上中）、右、所_三以号_三浦上_一者、昔、阿曇連百足等、先居_三難波浦上_一。後遷_三来於_三此浦上_一。故因_三本居_一为_レ名。

いずれも地名起源説話であり、事実の伝えとしては疑わしく、百足・太牟らを孝徳朝の実在の人物とみることに疑問が持たれる。『日本三代実録』貞観六年（八六四）八月壬戌条には、阿波国名方郡の人で賀陽親王の家令であった安曇部粟麻呂に安曇宿禰の姓を賜ったとの記事がみえるが、ここにも安曇連百足の名が登場し、粟麻呂は自ら安曇宿禰百足の苗裔であると述べたとある。この記事をあわせて考えるならば、阿曇連百足は、阿曇氏の祖の一人として、一族や同系氏族内において広く伝承されていた人物とみるのが妥当と考えられる。「はじめに」に

も述べたが、『肥前国風土記』松浦郡値嘉郷条には景行朝の人物として阿曇連百足の名がみえるのであり、このことも、百足が孝徳朝の實在の人物ではなく、伝承上の人物であったことを示している。⁽⁷⁾

次に、斉明・天智朝の人物として、阿曇連頰垂があげられる。斉明紀三年（六五七）是歳条によれば、西海使として百済に派遣されていた頰垂が帰国し、駱駝一頭と驢馬二頭を伝えたとあり（時の頰垂の冠位は小花下、律令制下の従五位に相当）、同四年是歳条にも、西海使頰垂が百済から帰国し、百済が新羅を討つたとの情報を伝えたとある（時の冠位も小花下）。ただ、これらの記事は、同一のことをいった重複記事の可能性も考えられる。その後、天智紀九年（六七〇）九月朔条に、新羅に派遣されたとある。

次に、天智・天武朝の人物として、阿曇連稲敷があげられる。稲敷は、天武紀元年（六七二）三月己酉条に、天智天皇の崩を受けて、その喪を、筑紫にいた唐使の郭務悰に伝えたとあり、時に「内小七位」であったとされる。「内」は内位を指すが、「小七位」については、天智三年制定の冠位の小山位を、律令制下の七位に相当するということのように書いたか、あるいは「小山位」の誤りとみられている⁽⁸⁾。いずれにせよ、当時の稲敷は、さほど高い地位にはなかつたことになる。その後、天武紀十年（六八一）三月丙戌条に、川嶋皇子ら十二人に「帝紀」「上古諸事」の「記定」が命じられた際の一人としてみえ、時の冠位は小錦下（従五位相当）とさ

れる。

以上、連姓時代の阿曇氏の人物の活動についてみてきたが、第一に指摘できることは、阿曇連氏の人物が対朝鮮半島外交にかかわり、將軍として活躍しているという点である。この点は、阿曇氏が海人の統率者として大王に奉仕したという始祖伝承と、まさしく対応している。海人は海産物の採取だけではなく、航海技術にもすぐれていたと考えられるからである。

第二に、実在したと考えられる阿曇連氏の人物は推古紀に初めて登場し、その後は継続的にその名のみえることが指摘できる。推古朝の阿曇連（闕名）については、大臣（オホマヘツキミ）の蘇我馬子と親しい関係にあったことが明らかであり、後藤四郎の指摘のとおり、阿曇連氏は蘇我氏との結びつきによって有力化したことが考えられるであろう。⁽⁹⁾ただ後藤は、応神紀・履中紀に登場する大浜宿禰・阿曇連浜子の伝承を、その時期における実際の阿曇連氏の活動を伝えるものとし、推古朝以降の活動を阿曇連氏の復活とするのであるが、応神紀・履中紀の伝承を事実の伝えとみるのは疑問である。阿曇連氏は、推古朝に至って初めて有力となったウヂとみるべきであろう。また推古朝以降、一族の長は、朝廷の合議に参加する大夫（マヘツキミ）の地位にあったことも推定できる。

第三に、天武朝の阿曇連稲敷が『日本書紀』の編纂事業につながる「帝紀」「上古諸事」の「記定」作業にかかわっていることが注意される。持統紀五年（六九二）八月辛亥条には、一八氏

に「墓記」の提出が命じられたとあるが、その一八氏のなかに阿曇氏も含まれている。一八氏の「墓記」が、『日本書紀』編纂の際の材料とされたことはほぼ間違いないところであり、坂本太郎は阿曇連比羅夫に関する記事のなかには、阿曇連氏の記録に基づく部分があるとしており⁽¹⁰⁾、松原弘宣は、海神を祭ったとする神代記紀の伝承や、応神紀の「海人之宰」の伝承も、それによったとしている⁽¹¹⁾。

たしかにその可能性は高いと考えられるが、松原は、そのことからさらに、阿曇氏による海人（海部）の統轄ということも事実ではないとするのである。松原の見解は、阿曇連氏が管掌したのは阿曇部であり海部ではないとする主張と結びついたものであり、この点は次節で取りあげるが、神代記紀や応神紀の伝承は、やはり事実として、阿曇連氏が海人（海部）を統轄していたことを示すものと考えてよいと思われる。阿曇連氏に限らず、ウヂの系譜や始祖伝承は、王権のもとに作成された系譜制度や伝承（旧辞）のなかに位置づけられて初めて成立するのであり、各ウヂの個々の主張によって作成できるようなものではないからである⁽¹²⁾。

なお、八世紀以降の阿曇氏は、ややその勢力を減じたようである。宿禰姓を賜ったのちの人物として、まずその名が知られるのは、『続日本紀』慶雲元年（七〇四）正月癸巳条に、従六位下から従五位下に叙されたとある阿曇宿禰虫名である。その後も、太政官における議政官の地位に昇ったような有力な人物は登場しない。律令制下の阿曇宿禰氏が、高橋朝臣氏とならん

で内膳奉膳の地位を世襲したことは先にも述べたが、延暦十年（七九一）に阿曇宿禰継成が勅旨に背き、翌年佐渡に配流となって以降は、その地位も失うことになったのである。

三 海部と阿曇部

まず、海部についてであるが、『古事記』応神天皇段には、「此之御世、定賜海部、山部、山守部、伊勢部」也」とあり、『日本書紀』応神天皇五年八月壬寅条にも、「令諸国、定海人及山守部」とある。これらによれば、海部・海人は応神朝に設置されたことになるが、部民制は百済の部司制にならない、五世紀末以降に成立したと考えられる制度である。したがって、応神朝に海部・海人を設置したとする記紀の記述を、そのまま事実の伝えとみることはできない。

海人と海部を区別し、海人は部称が導入される以前の人制の段階において存在したとする説もある。⁽¹³⁾ たしかに、王権に掌握された（王権への奉仕を義務づけられた）海の民が、最初は「海人」と表記された可能性は考えられる。しかし、「海人」のような「〈名詞〉人」の倭語表記と、稻荷山古墳出土鉄剣銘・江田船山古墳出土大刀銘にみえる「杖刀人」「典曹人」のような「〈動詞＋名詞〉人」の漢語表記の呼称とは区別しなければならないのであり、「〈名詞〉人」の呼称

は、ワカタケル大王（雄略天皇）の段階ではいまだ成立していなかったと考えられる。⁽¹⁴⁾したがって、各地の海の民がまずは「海人」として掌握されたとしても、その時期は応神朝ではなく、早くともワカタケル大王の時代よりも後の五世紀末以降とみなければならぬ。

また、海人が海部に先行すると考えた場合も、海部が成立したのは、それまでの「海人」がすべて「海部」と呼称されるようになった、ということではなかったと考えられる。「海人」と「海部」は、右の記紀の設置記事にも示されるように通用されるのであり、「海部」の呼称が成立したのちも、「海人」の呼称は、「海部」と同じものを指す語として混用されたとみるべきであろう。

なお「海人」の呼称は、王権に掌握されていない人々も含め、広く海の民を指す語としても用いられたと考えられる。古代の日本において、海を生業の場とし航海術にもすぐれた海の民は、列島沿岸部に広く存在したであろうが、それらの海の民のすべてが海人・海部に編成され、大王への奉仕を義務づけられたということではなかった。「海人」の呼称は、そうした海の民一般を指す語としても用いられたとみられるのである。

ただ一方において、海人・海部が広く全国的に設置されたことも、「海部」「海」「海人部」などをウチ名とする古代の人名の分布などから明らかである。北部九州を含めた西国に多いが、東国にも広範囲に分布している。各地には、それぞれの地域の海部を在地において統括す

る地方伴造が任じられたのであり、そのなかには八世紀以降の郡領氏族も多くみられる。

そして、通説では、各地の海部を中央で統括したのが阿曇連氏であるとするのである。しかしその場合、すべての海部を阿曇連氏が統轄したとみるのは、凡海連氏など阿曇氏のほかにも海部の管掌にかかわっていたと考えられるウヂが存在することからして疑問であろう。

凡海連（宿禰）氏は阿曇連（宿禰）氏と同系のウヂであるが、先にみたとおり、『新撰姓氏録』未定雑姓右京の凡海連氏は、火明命を始祖とする尾張連（宿禰）氏と同系のウヂであり、阿曇連氏とその同系氏族以外にも、海部の管掌にかかわったウヂの存在したことが知られるのである。尾張地方の海部は、尾張連氏がその管掌者であった可能性が高いであろう。また丹後国与謝郡の籠神社の祝を世襲した海部直氏は、同社に伝わる「海部系図」によれば火明命を始祖とするところあり、火明命系の凡海連氏を中央伴造とする（少なくともそのように主張した）地方伴造であったと考えられる。すなわち、尾張連氏系の凡海連氏は、尾張地方の海部だけではなく丹後国与謝郡地方に設置された海部の管掌にもあたったことが推定されるのである。

なお、凡海連の「凡」については「押統ぶる」の意味とみるのが妥当であろうが、凡海連氏がすべての海部を統轄したとは考えられない。凡海連氏はある地域内の複数の海部、あるいはいくつかの地域に設置された複数の海部を管掌したため、凡海連の氏姓が賜与されたのである。

また、『新撰姓氏録』未定雑姓撰津国に載る韓海部首氏は、この地域に設置された渡来系の海部の地方伴造と考えられるが、そこには「韓海部首 武内宿禰男平群木菟宿禰之後也」と見え、平群朝臣（平群臣）氏と同系のウヂである。このことからすれば、韓海部を中央で管掌したのは平群臣氏であつた可能性も考えられるであろう。さらに、紀伊地方の海部は紀臣氏、吉備地方の海部は吉備臣氏がその管掌者であつた可能性が高く、海部のすべてを阿曇連氏とその同系氏族が統轄していたのではなかつたことは明らかである。

次に、阿曇部についてであるが、阿曇部が阿曇連氏の管掌下に置かれた部であつたことは、その名からして間違いないと考えられる。またその阿曇部が、海部と同様、海の民を編成した部であつたことも、先に述べた阿曇連氏の性格からして間違いないところであろう。阿曇（アツミ）という語が、海積・海人積（アマツミ）の約とみられることも、そのように考えてよいことを示している。

記紀に阿曇部の設置記事は残されていないが、実際にそれが設置されたことは、阿曇部をウヂ名とする古代の人名が存在することから明らかである。阿曇部の分布は、信濃・隠岐・備中・周防・阿波・伊予・豊後などで確認でき、地名としての阿曇（安曇）も、信濃国安曇郡・近江国伊香郡安曇郷・伯耆国会見郡安曇郷・筑前国糟屋郡阿曇郷・撰津国西成郡安曇江などが知られる（分布表参照）。史料の残存状況にもよるであろうが、阿曇部は、海部に比べるとその分

布範囲は限られていたとみて間違いないであろう。

阿曇・阿曇部の分布表

国名	郡郷名など	人名など	出典
山城	右京	安曇宿禰氏 阿曇山背連比羅夫	『新撰姓氏録』 『日本書紀』皇極元年二月戊子条
摂津	難波浦上	阿曇犬養連氏 阿曇連百足の先の居地	『新撰姓氏録』 『播磨国風土記』揖保郡浦上里条
	西成郡	阿曇寺 阿曇江	『日本書紀』白雉四年五月是月条 『続日本紀』天平十六年二月丙辰条
河内		安曇連氏	『新撰姓氏録』
近江	伊香郡安曇郷		『和名類聚抄』
信濃	安曇郡 安曇郡前科郷	主帳安曇部百嶋 戸主安曇部真羊	『和名類聚抄』 『正倉院宝物銘文集成』 『正倉院宝物銘文集成』

阿波	淡路	周防	備中	播磨		隱岐	伯耆
名方郡	野嶋	吉敷郡神埼郷	浅口郡船穂郷	揖保郡占上郷 揖保郡浦上郷	海部郡佐吉郷 海部郡佐作郷 海部郡海部郷 海部郡布勢郷 海部郡	智夫郡由良郷 海部郡	会见郡安曇郷
安曇部粟麻呂	阿曇部	淡路野嶋の海人	阿曇部押男	阿曇連百足 阿曇某	阿曇部与呂比 阿曇部意比 阿曇部□□多	少領阿曇三雄 阿曇部奈々都 阿曇部赤人	阿曇部麻支
『日本三代実録』貞観六年八月壬戌条	『類聚三代格』天平三年六月二四日勅	『日本書紀』履中即位前紀	『平城宮木簡』一―三二九番	『平城宮木簡』三―三〇一九番	『木簡研究』五―一一	『大日本古文書』一―四五六	『和名類聚抄』
			『城』二二―三八	『播磨国風土記』揖保郡浦上里条	『城』二二―三六	『城』二四―二九	『城』一六―七
				『城』二九―三五	『城』二二―三六		

	名方郡佐濃郷 名東郡 那賀郡幡羅郷	阿曇部佐婆 安曇繼見 阿曇部大嶋	『木簡研究』二〇―三三 『木簡研究』三一―一七〇 『木簡研究』一二―一三 『平安遺文』二―五六五
讃岐	大内郡	安曇稻生	『城』二二―三九
伊予	伊予郡石井郷	阿曇部太隅	『和名類聚抄』
筑前	糟屋郡阿曇郷		『大日本古文書』一―二二五
豊後		阿曇部馬身売	

* 『城』は『平城宮発掘調査出土木簡概報』の略。

* 同郡同郷に複数の人名の知られる場合は一例のみ掲げた。

以上述べてきたことからすれば、阿曇連氏は、松原弘宣の主張するとおり、阿曇部を管掌することを職掌とした中央伴造氏族であり、海部の統轄を職掌としたのではなかったとみるのが妥当と考えられる。しかし、実際には、阿曇部以外にも広く海人・海部を統率したことはあつたとみてよいのではなからうか。神代記紀の伝承において海神を祭ることを職掌としたとあること、応神紀の伝承に阿曇連氏の祖の大浜宿禰が「海人之宰」に任じられたとあることは、そ

のようなことがあつたがゆえの伝承と考えられる。また、一定地域の複数の海部の管掌を職掌としたとみられる凡海連氏が（そのすべてではないが）阿曇連氏と同祖関係にあること、同じく阿曇連氏と同祖の海犬養氏が海部を割いて設置した犬養部の伴造氏族とみられること、律令制下の阿曇宿禰氏が奉膳の地位を世襲したことなどは、阿曇連氏が海部を率いた伴造氏族の中心であつたことを示すものとみてよいであらう。

四 阿曇連氏の本拠

さて最後に、阿曇連氏の本拠地について簡単に取りあげておくことにしたい。

阿曇連氏の本拠地を北部九州とみる通説の主たる根拠は、筑前国糟屋郡に阿曇郷が存在すること、『延喜式』神名帳には「志加海神社三座」とあり、現在も福岡市東区志賀島に底津綿津見・仲津綿津見・表津綿津見の三神を祭る志賀海神社が存在することである。たしかに、阿曇部がこの地域に設置されていた可能性は高く、その阿曇部を率いた地方伴造が阿曇連の氏姓を称し志賀海神社を奉斎した可能性や、その阿曇連氏が中央の阿曇連氏と同族であつた可能性も否定できない。しかしそうであつたからといって、そのことが志賀島やそれを含む北部九州地域を本拠地、あるいは発祥の地と考える根拠にならないことは明らかであらう。

また、『筑前国風土記』逸文（『積日本紀』所収）に次のような糟屋郡資珂嶋（志賀島）の地名起源説話が見え、そこに登場する大浜を、応神紀や『高橋氏文』に阿曇連の祖とある大浜宿禰と同一人物とみること、阿曇連氏の本拠をこの地に求める論拠になっている。

糟屋郡資珂嶋。昔者、氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜時來泊此嶋。有陪從名云大浜小浜者。便勅小浜、遣此嶋覓火得早來。大浜問云、近有家耶。小浜答云、此嶋与打昇浜、近相連接、殆可謂同地。因曰近嶋。今訛謂之資珂嶋。

しかし、右の伝承によれば、大浜・小浜は氣長足姫尊（神功皇后）に従って志賀島に来たというのであり、この島の人物であったと語られているのではない。大浜が阿曇連氏の祖と伝えられる大浜宿禰と同一人物であったとしても、それは、阿曇連氏の本拠が志賀島であったことを示すものとはいえないであろう。

さらに、『太平記』『八幡愚童訓』などで知られる安曇磯良の伝承も、志賀島を本拠とする説の根拠とされるが、これについては、すでに栖崎干城による詳細な批判がある⁽¹⁵⁾とおり、磯良の信仰と阿曇連氏の結びつきを古代にまで遡らせることはできない。

一方、履中紀の伝承では、住吉仲皇子に加担した阿曇連浜子は淡路の野嶋の海人を使って皇太子（のちの履中天皇）を捕えようとしたというのであり、『播磨国風土記』揖保郡浦上里条によれば、阿曇連百足らは、もとは難波の浦上に居住していたが、のちにこの地に移ってきた

とされるのである。

松原弘宣は、これらの伝承に注目して、阿曇連氏ははじめ淡路を本拠地とし、のちに難波に進出してその地を本拠としたとするのであり、たしかにその可能性は考えられるであろう。また、これらの伝承と、阿曇連氏・阿曇部の分布が摂津・河内・播磨・淡路・阿波など瀬戸内沿岸東部に多く分布することとを⁽¹⁷⁾あわせて考えるならば、阿曇連氏はもともと淡路島を含んだ大阪湾沿岸地域の海人（海の民）を広く掌握していた一族とみることも可能であろう。⁽¹⁸⁾ 橈崎干城は、摂津周辺を本拠地とみるのが妥当であろうとしている。

阿曇連氏の本拠地を北部九州に求めるのは困難であり、『肥前国風土記』松浦郡值嘉郷条に、值嘉島の海人が異なる言語・習俗の人々であったとあることを、入れ墨をした安曇部と結び付けることもできないと考えられる。古代の北部九州に、阿曇連氏を首長とした特殊な「海人族」が存在していたという見方に対しては、否定的にならざるを得ないのである。

註

- (1) 太田亮『姓氏家系大辞典』第一卷（磯部甲陽堂、一九三四年）。田中卓「神代史に現れたる海神の研究」〔『神道史研究』五一六、一九五七年。田中卓著作集一『神話と史実』国書刊行会、一九八七年、所収〕。後藤四郎「大化前後における阿曇氏の活動」〔『日本歴史』一二二六、一九六七年〕など。

- (2) 宮地直一『安曇族文化の信仰的象徴』（穂高神社社務所、一九四九年）。松村武雄『日本神話の研究』第一～四卷（培風館、一九五三～五八年）など。
- (3) 榑崎干城「阿曇氏考（一）志賀島本貫説への疑問―」（『文化史研究』二一、一九六九年）。松原弘宣「難波津と瀬戸内支配」（『ヒストリア』一〇〇、一九八三年。同『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五年、所収）など。
- (4) 松原弘宣「難波津と瀬戸内支配」（前掲）。
- (5) この応神紀の伝承については、日本古典文学大系本『日本書紀』上、三六四頁頭注三〇、六二四頁補注一〇―一一参照。
- (6) この履中紀の伝承については、日本古典文学大系本『日本書紀』上、四二四頁頭注一六・一七、六二九～三〇頁補注二―三参照。
- (7) この点すでに、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證編第三（吉川弘文館、一九八二年）三七一～七二頁に指摘がある。
- (8) 日本古典文学大系本『日本書紀』下、五八六頁補注二八―五。
- (9) 後藤四郎「大化前後における阿曇氏の活動」（前掲）。
- (10) 坂本太郎「天智紀の史料批判」（『日本学士院紀要』一三一―三、一九五五年。坂本太郎著作集二『古事記と日本書紀』吉川弘文館、一九八八年、所収）。
- (11) 松原弘宣「難波津と瀬戸内支配」（前掲）。
- (12) この点については、溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学習院、一九八二年。同「系譜論からみた稻荷山古墳出土鉄剣銘文」（『十文字国文』九、二〇〇三年）。拙著『物部氏の研究』雄山閣、二〇〇九年、など参照。

- (13) 中村 修『海民と古代国家形成史論』(和泉書院、二〇一三年)。
- (14) この点については、拙稿「ワカタケル大王と地方豪族」(加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』大和書房、二〇一五年) 参照。
- (15) 榑崎干城「阿曇氏考(一)——志賀島本貫地説への疑問——」(前掲)。
- (16) 松原弘宣「難波津と瀬戸内支配」(前掲)。
- (17) 阿曇部は隠岐にも濃密に分布するが、これは阿曇連氏がこの地域の阿曇部から貢納される海産物を管掌したことを示すものであろう。
- (18) 榑崎干城「阿曇氏考(一)——志賀島本貫地説への疑問——」(前掲)。